

日本基督教団小金井緑町教会墓所規則

2007年3月25日制定

我らは主の召しによってキリストの体である小金井緑町教会の一員とせられ、共に一つの礼拝にあずかり、信仰にある交わりを与えられてきている。その信仰の歩みは、この地上から御国へと向かうものである。アブラハムが亡くなった妻サラのためにヘト人より墓所を購入して埋葬したように、我らも主の御旨によって天に召された愛する兄弟姉妹とその家族のために、墓所を求めた。

主の日ごとに一つの礼拝にともにあずかった我らは、この教会墓所という一つのところで主の再び来たり給うを待ち望む。我らは墓所において、故人が生前より与えられた豊かな恵みを想起しつつ故人を記念し偲ぶものである。また、主イエスが十字架に死んで墓に葬られ、三日目によみがえられて墓が空になったように、主が再び来たり給うその時、この墓も空となり、御国において再び愛する兄弟姉妹と相見えることを堅く信じる。

我らは教会の業として、復活の主を信ずる信仰の証し、また御国に入れられる希望のしるしとして、御霊の助けのうちに教会墓所を設けるものである。

(教会墓所の設置)

第1条 日本基督教団小金井緑町教会(以下「教会」という。)は、埼玉県所沢市北原町980番地所在の所沢聖地霊園第14区4側39号に教会墓所を置く。

(墓所管理運営主体)

第2条 教会墓所の管理運営は長老会が司る。

2 長老会は教会墓所管理運営の実務を担当する墓所担当長老を定めることができる。

(埋蔵対象遺骨の範囲)

第3条 教会墓所に埋蔵することができる遺骨は次に掲げるものとする。

(1)教会の担任教師または信徒であった者の遺骨

(2)教会の担任教師または信徒および教会の担任教師または信徒であった者の親、配偶者、子の遺骨

(3)(1)(2)の他、特別な事由により長老会が教会墓所に埋蔵することを認めた遺骨

2 前項の遺骨には、改葬によるものおよび分骨によるものを含むものとする。

(埋蔵の手続き)

第4条 前条の遺骨に責任を持つ遺族(祭祀主宰者、祭祀継承者等)で遺骨を教会墓所に埋蔵することを希望する者は長老会に埋蔵の承認を願い出、長老会はこれを承認のうえ、代表役員たる主任担任教師が「埋蔵承認書」を発行する。

2 遺骨の埋蔵を承認された者(以下「使用者」という。)は、所轄官公署の発行する埋葬許可証等必要な書類を教会に提出し、教会は前項の埋蔵承認書と併せ、これらの書

類を霊園に提出する。改葬または分骨の場合は、それぞれに必要な書類を教会に提出する。

(献金等)

第5条 使用者は遺骨埋蔵に際し、教会に応分の献金(納骨特別献金)をするものとする。

2 使用者は遺骨埋蔵に際し、教会が霊園等に支払う次の費用相当額を教会に納付するものとする。ただし、事情により長老会は納付金を減免することができる。

(1)墓誌刻名料

(2)霊園に支払う埋蔵料(複数の遺骨を同時に埋蔵するときは、当該使用者同士で分担する。)

3 使用者は第8条の教会公式行事以外の時に納骨式、墓前記念式などを行う場合、司式者に対する謝儀、その他の費用を負担するものとする。

(使用者届出事項の変更)

第6条 使用者に住所・氏名等の変更があった場合または使用者の交代があった場合は、直ちに教会に届け出ることとする。

(管理運営費用)

第7条 次に掲げる費用等は教会で負担する。

(1)霊園に支払う「管理料」

(2)第5条第2項(1)(2)号の費用

(3)墓石等の修理等に要する費用

(4)墓前礼拝等教会墓所に関わる教会の公式行事等に要する費用

(5)その他教会墓所の建設・維持・管理運営などに必要な費用

(墓前礼拝)

第8条 教会は年に2回(春と秋)に教会の公式行事として教会墓所において墓前礼拝を行う。

(改葬等)

第9条 教会墓所に埋蔵されている遺骨を他の墓所に改葬または分骨改葬することを希望する使用者は、長老会に「改葬のための証明並びに承認願」を提出し、長老会がこれを承認したとき、代表役員たる主任担任教師が「証明並びに承認書」を発行する。

2 改葬または分骨改葬に関わる費用は全額当該使用者が負担する。

3 当該使用者は改葬または分骨改葬に際し、教会に応分の献金をするものとする。

(合葬墓)

第10条 埋蔵後40年を経過した遺骨は、カロート内の合葬墓に移して合葬する。ただし、埋蔵

後40年を経過していない場合であってもカロートの遺骨収納容器収容能力が限度に達した場合は埋蔵経過年月順にカロート内の合葬墓に移して合葬する。

2 合葬後は改葬することができない。

(公告の方法)

第11条 教会墓所に関わる公告は、宗教法人「日本基督教団 小金井緑町教会」規則の定めるところによる。